

お客様各位

上海下関フェリー株式会社

## 出港前報告制度の導入に関するご案内

平素より弊社の太倉/下関航路運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、2014年3月より実施される出港前報告制度(日本版24時間ルール)に関しまして、以下の通りご案内申し上げます。何卒、ご協力賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

—記—

### 1.概要

下関港に入港する船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物の積荷情報について、当該船舶が船積港(太倉港)を出港前に電子報告することを義務付ける。

### 2.適用開始日

2014年3月10日より

### 3.報告対象貨物

日本に入港しようとする船舶に積載するコンテナ貨物。

(空コンテナ、ブレイクバルク貨物、活魚車やトラックなど特殊車輛は対象外)

### 4.報告義務者

船社(Master B/L 掲載情報)

NVOCC(House B/L 掲載情報)

※House B/L 情報については船社が代行して電子報告業務をする事はできません。

### 5.報告必須事項

- ・ Shipper/Consignee/Notify Party の名前、住所、電話番号
- ・ 正式な貨物名(Apparel, Foodstuff, Garment, Machinery, General Cargo 等の表記は不可。)
- ・ 6桁の HS コード
- ・ 危険品情報(IMDG クラス、UN.NO)

### 6.報告方法

輸出入・港湾関連情報処理センター(NACCS センター)を通して電子報告する。

### 7.報告期限

船積港の本船出港前まで

その他詳細につきましては税関当局サイト「出港前報告制度の概要について」をご参照下さい。

[http://www.customs.go.jp/news/news/advance3\\_j/index.htm](http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm)

ご質問等につきましては弊社貨物部までお問い合わせ下さい。

上海下関フェリー株式会社 貨物部 083-232-9677

以上